

2013 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 27 号条約ダイレクトリクエスト（抄）  
（厚生労働省国際課仮訳）

船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約 1929 年（第 27 号）  
（日本批准：1931 年）

条約の第 1 条の第 4 項を参照して、委員会は、関連法規及び国内適用法規により誰が貨物の重量を記載する必要があるかを指定するように政府に依頼する。また委員会は、JTUC 一連合によって提起された懸念に関して、条約の適用や職業災害を防止するために講じられる措置についてのすべての関連情報を継続して提供するように政府に依頼する。

2015 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 81 号条約ダイレクトリクエスト（抄）

（厚生労働省国際課仮訳）

工業及び商業における労働監督に関する条約 1931 年（第 81 号）

（日本批准：1953 年）

委員会は、政府の報告書に提示された、日本労働組合総連合会（JTUC-連合）及び日本経済団体連合会（日本経団連）の見解に留意する。

条約の第 3、13 及び 17 条：労働安全衛生（OSH）の分野における労働監督活動：委員会は、サービス部門、陸上輸送部門、製造部門及び建設部門における労働災害を防止するために労働監督によって実施される活動に関する情報を含む、第 12 回労働災害防止計画に関して政府によって提供される情報に留意する。これは、OSH の問題に関する意識向上キャンペーン、具体的ガイドラインの頒布、具体的監視の準備、事故防止に重点を置いた教育及び指導を含んでいた。政府の示すところによると、定期的な現場監督は、労働災害が発生した会社では実施されており、また結果に基づき、監督官はとるべき是正措置に関して指導をおこない、更に、類似の災害を防止し当該会社での安全衛生レベルを改善するための防止措置計画の提出を要求している。

第 12 回労働災害防止計画のための最大限の取り組みの実行は、直接的に労働者の生命及び健康の保護に結び付き、またこの重要な作業を実施するために適切な人数の労働監督官を確保する必要があることが JTUC-連合の声明に述べられていることに、委員会は留意する。上記で特定された 4 つの部門において傷害や死亡事故を引き起こす事故件数に関して政府から提供される情報に留意し、委員会は、この作業を実施するための十分な人数の確保を含めて、当該部門を効果的に監督することを保証する取り組みを開始するように政府に要請する。また政府が当該部門における監督視察に関する統計的データ及びこれらの監督の結果を提示するように政府に要請する。さらにこの点に関して、即時執行力を伴う措置及び発見される違反に課される制裁を含めて、労働者の健康又は安全に対する脅威となるであろうと思われる欠陥を是正する観点で実施される予防措置に関する情報を提供するよう、政府に要請する。

労働監督の機能を効果的に実施するために、これらの支所が適切に設置されていることを保証するように講じられる措置に関する情報を提供することを、委員会は政府に対して要請する。また、国内での労働基準監督署の編成に関する社会的パートナーとの諮問に関する更なる詳細情報及びその結果を提示するように、政府に要請する。

委員会は、2011 年以來、政府が年次労働基準監督報告を提出していないことに注目して、条約の第 20(3)条に従ってこれらの報告を定期的に発表し、また当該報告が第 21(a)～(g)条に概説される全ての情報を含むことを保証するよう、政府に要請する。

2015 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 115 号条約ダイレクトリクエスト（抄）

（厚生労働省国際課仮訳）

電離放射線からの労働者の保護に関する条約 1960 年（第 115 号）

（日本批准：1973 年）

条約に規定される保護を除染作業に従事する作業員へ適用することを保証し、この点に関して講じられる措置に関する情報を引き続き提示するように、委員会は政府に要請する。

18 歳未満の作業員の職業的被曝に関する国家的法規定の執行を保証するために講じている措置に関する情報を提示するように、委員会は政府へ要請する。

放射線作業に直接的に従事する作業員は、当該作業の前に健康診断を実施し、その後、適切な間隔で、更に健康診断を実施することを保証するために講じられる措置に関する情報を提示するように、委員会は政府へ要請する。また、作業員の作業状態を維持するために、作業員が線量測定情報又は他の処理を抑制しなければならないと作業員が考えることがある状況を避けるように講じられる何らかの措置に関する情報を提示するように、委員会は政府へ要請する。